

改正

昭和53年10月21日規則第40号

昭和60年12月28日規則第59号

平成元年3月28日規則第18号

平成3年3月26日規則第18号

平成12年3月30日規則第22号

平成14年3月26日規則第45号

平成17年3月31日規則第62号

平成18年3月31日規則第24号

平成19年3月30日規則第16号

平成20年3月31日規則第24号

平成21年3月31日規則第13号

平成23年3月31日規則第34号

平成24年3月30日規則第17号

平成25年3月29日規則第13号

平成26年3月31日規則第7号

平成28年2月9日規則第2号

平成30年11月19日規則第50号

平成31年3月31日規則第20号

令和4年3月31日規則第8号

奈良市役所連絡所設置規則

(設置)

第1条 市民の利便と市行政の円滑な運営を図るため、連絡所を設置する。

(名称等)

第2条 連絡所の名称、位置及び所管区域は、別表のとおりとする。

(組織及び分掌事務)

第3条 連絡所は、地域づくり推進課の所属とする。

2 東寺林連絡所の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市民への通知に関する事。
- (2) 自治会等各種団体との連絡調整に関する事。
- (3) 市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、手数料その他諸収入金の収納に関する事。
- (4) 戸籍法（昭和22年法律第224号）及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく各種届出等の取次ぎ並びに謄抄本等、住民票の写しその他証明書等及び印鑑登録証明書の交付に関する事。
- (5) 連絡所（東寺林連絡所を除く。）の統括に関する事。
- (6) その他市長が特に必要と認める事。

3 連絡所（東寺林連絡所を除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市民への通知に関する事。
- (2) 自治会等各種団体との連絡調整に関する事。
- (3) 市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料その他諸収入金の収納に関する事。
- (4) 戸籍法及び住民基本台帳法に基づく謄抄本等、住民票の写しその他証明書等及び印鑑登録証明書の取次ぎに関する事。
- (5) その他市長が特に必要と認める事。

（休所日）

第4条 連絡所の休所日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 月曜日（東寺林連絡所を除く。）
- (3) 火曜日及び木曜日（大安寺連絡所、明治連絡所及び精華連絡所に限る。）
- (4) 水曜日及び金曜日（東市連絡所、辰市連絡所及び帯解連絡所に限る。）
- (5) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (6) 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、臨時に休所し、又は開所することができる。

（職員）

第5条 東寺林連絡所に所長を置く。

2 特に必要があるときは、連絡所に主任を置くことができる。

- 3 連絡所に係員を置く。
- 4 所長は、上司の命を受けて連絡所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 5 主任は、上司の命を受けて特定の事務を担当掌理し、所属職員があるときは、これを指揮監督する。
- 6 係員は、上司の命を受けて、担任する事務に従事する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、連絡所に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(奈良市地区連絡員設置規則の一部改正)
- 2 奈良市地区連絡員設置規則（昭和32年奈良市規則第20号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(奈良市事務分掌規則の一部改正)
- 3 奈良市事務分掌規則（昭和37年奈良市規則第8号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(奈良市会計規則の一部改正)
- 4 奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附 則（昭和53年10月21日規則第40号）

この規則は、昭和53年11月1日から施行する。

附 則（昭和60年12月28日規則第59号）

この規則は、昭和61年1月4日から施行する。

附 則（平成元年3月28日規則第18号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月26日規則第18号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月30日規則第22号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月26日規則第45号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、(中略)第5条中奈良市役所連絡所設置規則第3条第2項第3号の改正規定(中略)は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成17年3月31日規則第62号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第24号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第16号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(奈良市地区連絡調整員配置規則の廃止)

- 2 奈良市地区連絡調整員配置規則(昭和32年奈良市規則第20号)は、廃止する。

附 則(平成20年3月31日規則第24号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第13号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第34号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第17号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第13号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第7号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月9日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年11月19日規則第50号)

この規則は、平成31年1月21日から施行する。

附 則（平成31年3月31日規則第20号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第8号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	位置	所管区域
奈良市東寺 林連絡所	奈良市東寺 林町38番地	東寺林町 西寺林町 今御門町 池之町 南市町 元林院町 橋本町 樽井町 餅飯殿町 光明院町 下御門町 勝南院町 北室町 阿字万字町 東城戸町 椿井町 角振町 角振新屋町 百万ヶ辻子町 上三条町 奥子守町 寺町 北向町 本子守町 小川町 西城戸町 北風呂町 馬場町 東向南町 東向中町 西御門町 小西町 林小路町 高天町 漢国町 登大路町 鶴福院町 不審ヶ辻子町 中院町 鵠町 公納堂町 福智院町 十輪院畑町 十輪院町 川之上突抜町 川之上町 築地之内町 納院町 薬師堂町 毘沙門町 芝突抜町 紀寺町 西紀寺町 東紀寺町一丁目 東紀寺町二丁目 東紀寺町三丁目 高畑町 白毫寺町 南紀寺町一丁目 南紀寺町二丁目 南紀寺町三丁目 南紀寺町四丁目 南紀寺町五丁目
奈良市東市 連絡所	奈良市古市 町99番地の 1	古市町 藤原町 八島町 横井町 横井一丁目 横井二丁目 横井三丁目 横井四丁目 横井五丁目 横井六丁目 横井七丁目 鹿野園町 鉢伏町 出屋敷町の一部 肘塚町の一部
奈良市大安 寺連絡所	奈良市大安 寺四丁目4 番34号	大安寺一丁目 大安寺二丁目 大安寺三丁目 大安寺四丁目 大安寺五丁目 大安寺六丁目 大安寺七丁目 八条一丁目 八条二丁目 八条三丁目
奈良市辰市 連絡所	奈良市西九 条町二丁目 2番地の44	東九条町 西九条町 西九条町一丁目 西九条町二丁目 西九条町三丁目 西九条町四丁目 西九条町五丁目 杏町 八条町の一部
奈良市明治 連絡所	奈良市北永 井町508番地	北永井町の一部 北之庄町 北之庄西町一丁目 北之庄西町二丁目 南永井町の一部 神殿町 出屋敷町の一部

	の 2	
奈良市帯解 連絡所	奈良市山町 27番地の 1	今市町 柴屋町 田中町 山町 窪之庄町 池田町 南永井町の一 部
奈良市精華 連絡所	奈良市高樋 町640番地の 1	米谷町 中畑町 興隆寺町 南椿尾町 北椿尾町 菩提山町 高樋 町 虚空蔵町